

**固定資産税の納税通知書をご確認ください**

**住宅用地は土地の税負担が軽減されます** 関税務課 ☎51-6768、51-6769

住宅やアパートが建っている土地（住宅用地）は、特例制度により税負担が軽減されます。

※店舗、工場などが建っている土地や空き地は対象となりません。

令和5年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 課税明細書			
通知書番号	0-123456	納税義務者	十和田 太郎 様
資産区分	物件所在地番		地積又は床面積
	土地：登記地目／現況地目 負担水準（固定／都市）	家屋：種類／建築年／家屋番号 構造／階数	評価額
土地	西十二番町 157		610.19
	宅地／宅地 <b>（住宅用地特例）</b> 小規模：[本則] 一般：[本則]／小規模：[本則] 一般：[本則]		4,300,000

◆住宅用地の特例制度が適用されている土地には、5月に送付される「固定資産税・都市計画税 納税通知書」の課税明細書に「住宅用地特例」と記載しています。

※住宅用地の特例制度については市ホームページをご覧ください。

**借金に関する相談窓口**

相談員が借金の状況などを伺い、必要に応じて弁護士などに引き継ぎを行います。一人で悩まずご相談ください。秘密厳守です。  
**とき** 月～金曜日（休日、年末年始を除く）午前8時30分～正午、午後1時～4時30分  
**関** 東北財務局青森財務事務所  
**☎** 017-774-6488（相談専用）

**消費者月間**

**デジタルで快適、消費生活術**

**～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～**

社会のデジタル化が進むことによって、生活は便利になる一方、新たな消費者トラブルも発生しています。デジタル技術のノウハウを身に付け、活用することでトラブルを避けながら、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

**◆消費生活センターにご相談ください**

市消費生活センターは、消費者と事業者との間で起きた契約トラブル、製品・サービスに関する苦情、製品事故、多重債務などについて、助言や情報提供のほか、必要に応じてあっせんを行っています。

一人で悩まずご相談ください。  
**関** 市消費生活センター ☎ 51-6757

**未定地区の民生委員・児童委員が決まりました**

**民生委員・児童委員**

担当地区	氏名	電話番号
西二十三番町 1～10、18～21、25～27、30～34	笠石 信子	080-6006-2610
小林、緑町	小山田 悦子	090-5847-6453
下平のほぼ全域	櫻田 京子	090-2799-0985

**関** 生活福祉課 ☎ 51-6749



その他の地区については  
こちらから▶

**青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正**

**関** 青森労働局 ☎ 017-734-4114

県内で電気機械器具製造業に従事する家内労働者に適用される最低工賃が、5月1日から改正されました。次の家内労働を委託する委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

※詳しくは青森労働局ホームページをご覧ください。

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うこと）		100本につき 518円91銭
コネクター	差し（コンタクトをインシュレータに差し込むこと）	1端子ごとに差すもの	100端子につき 28円45銭
		連続端子となっているもの	100回につき 61円14銭
アルミ電解コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で行うもの	100個につき 11円39銭
		自動検査済みのもの	
		バラ状で行うもの	100個につき 20円24銭